株式会社膠原病研究所研究費不正防止計画

策定:平成30年4月1日

基本方針	不正を発生させる要因	起こりうる不正の内容	不正防止計画
責任体制	責任体制が曖昧であり、組織として統制 が取れていない	管理・監督がなされず、適切な経理を行 う意識不足による不正発生	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者 を定め、役割を明確化する
ルールの明確化・統一化	競争的資金等の運用・管理に関すルールが曖昧である	適切な経理を行う意識不足による不正 の発生	・事務処理手続きに関するルールを明確にし、コンプライアンス教育の研修会等で周知するとともに、随時書面や口頭でも周知する・ルールに関する相談窓口を設置し、解釈の統一化を図る
職務権限の明確化	職務権限が曖昧であり、十分なチェック が機能しない	抑止効果が希薄になることによる不正 の発生	・職務権限を明確化し、業務の実態に合わせ、必要に応じて適切に見直す ・職務権限について、コンプライアンス教育の研修会等で周知する とともに、随時書面、口頭で周知する
関係者の意識向上	研究費について公的資金であるという意識が希薄である	適切な経理を行う意識不足による不正の発生	・競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動 規範を策定する ・コンプライアンス推進責任者は、当該部局における競争的資金等 の運営・管理に関わる全ての構成員に、コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書 等の提出を求める ・当社の不正対策に関する方針及びルール等をコンプライアンス 教育等で周知する
告発等の取扱い、調 査及び懲戒に関する 規程の整備及び運用 の透明化	告発等の取扱い、調査及び懲戒に関す る規程の整備及び運用が曖昧であ る	抑止効果が希薄になることによる不正 の発生	・機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る情報が迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する ・競争的資金等の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める ・懲戒を含めた措置の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める ・告発等を受け付ける窓口や告発等の取り扱い、不正に関する調査に協力すること等をコンプライアンス教育の研修会等で周知する

不正要因の把握、不 正防止計画の策定・ 実施	・不正発生の要因が把握できていない ・具体的な不正防止計画を策定してい ない	自主的取組が実施できないことによる 不正の発生	・不正発生の要因について機関全体の状況を整理し、具体的な不 正防止計画を策定する ・研究費不正防止推進室を設置し、機関全体の観点から不正発生 の要因を把握し、不正防止計画を推進する
公的研究費の適正な 運営・管理	研究費の適正な執行過程について、確 認体制が構築されていない	・研究者任せとなることによる不正の発生 ・同一の担当者が処理を行うことによる 不正の発生	・当社の不正対策に関する方針及びルール等をコンプライアンス 教育の研修会等で周知するとともに、随時書面や口頭でも周知する ・ルールに関する相談窓口を設置し、解釈の統一化を図る ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、 その内容を業者に周知する ・一定のリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に誓約書 等の提出を求める
情報発信・共有化の 推進	ルール等に係る相談窓口が存在しない	ルールの認知不足による不正の発生	・ルールに関する相談窓口を設置する ・不正対策に関する方針、規程、ルール及び不正防止に向けた取 組みをHPで公表する
モニタリング 、 監査体制	実効性のある監査が実施されない	チェックの形骸化による不正の発生	・監査に関する規程及び監査実施手順マニュアルを定める ・研究費不正防止推進室が不正防止のための取組の実施状況を 随時チェックする